

## 議案第77号

あきる野市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和4年11月24日

提出者 あきる野市長 中嶋博幸

### 提案理由

令和5年4月1日から義務教育就学児の医療費における対象者の所得制限及び通院時にかかる一部負担金を撤廃することに伴い、規定を整備する必要がある。

あきる野市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

あきる野市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例（平成19年あきる野市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第4条を削り、第5条を第4条とする。

第6条第1項中「食事療養標準負担額（以下単に「食事療養標準負担額」という。）を除く。以下「対象者負担額」という。）から、別表に規定する一部負担金相当額を控除した額」を「標準負担額に相当する額（以下「標準負担額相当額」という。）を除く。」に改め、同条を第5条とし、第7条を第6条とする。

第8条の見出し中「一部負担金相当額等」を「標準負担額相当額」に改め、同条中「別表に規定する一部負担金相当額及び」を削り、「は食事療養標準負担額を、国民健康保険法又は社会保険各法及び」を「に限り、標準負担額相当額を、」に、「、病院等」を「病院又は診療所」に改め、同条を第7条とする。

第9条第1項中「第5条」を「第4条」に改め、同条を第8条とし、第10条を第9条とし、第10条の2を第10条とする。

第11条第1項第2号中「第9条第3項」を「第8条第3項」に改める。

別表を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後のあきる野市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われる療養に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。